

令和元年 第4回(9月) 筑紫野市議会定例会

【建設環境委員会 委員長報告】

『認定第7号 平成30年度筑紫野市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

執行部からは、平成30年度筑紫野市歳入歳出決算書及び委員会説明資料に基づく説明を受けました。

委員会では、未水洗化の理由とその対策についての質疑があり、執行部からは、水洗化に伴う改造工事の費用が負担となることや家屋の老朽化に伴い設置が困難であることが主な理由であり、生活の実情に合わせて水洗化の促進をはかっていくとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって認定すべきものと決しました。以上、報告を終わります。

認定第 11 号及び認定第 12 号の 2 件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『認定第 11 号 平成 30 年度筑紫野市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定』の件について、ご報告いたします。

執行部からは、平成 30 年度筑紫野市水道事業会計決算書、及び委員会説明資料に基づく説明を受けました。

委員会では、供給した配水量のうち水道料金の徴収対象となった水量の比率を表す有収率が昨年度より 0.3%向上しているのはなぜかとの質疑があり、執行部からは老朽管工事の計画に基づき毎年老朽管を更新していることが要因の 1 つと考えられるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

次に、『認定第 12 号 平成 30 年度筑紫野市下水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定』の件について、ご報告いたし

ます。

執行部からは、平成 30 年度筑紫野市下水道事業会計決算書、及び委員会説明資料に基づく説明を受けました。

委員会では、下水道ストックマネジメント計画策定業務とはどのようなものかとの質疑があり、執行部からは市内 16 か所に設置している下水道ポンプ施設を長寿命化するため、ポンプの改良や修理に係る費用を調査する業務であるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決及び認定すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

議案第 4 2 号から議案第 4 7 号までの 6 件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第 4 2 号 筑紫野市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定』

の件について、ご報告いたします。

本件は、福岡広域都市計画地区計画筑紫第3地区の都市計画決定に伴い、筑紫第3地区をA地区とB地区に分けてそれぞれ建築制限を設定すべく、条例の一部を改正するものです。

委員会では、地区計画を定めるにあたり住民の意見は市として把握しているのかとの質疑があり、執行部からは事業者を介して住民の意見を把握しており、また今後、地域の意見を聞いたうえで、事業者と協議を行う予定であるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に『議案第43号 市道路線の認定』の件について、ご報告いたします。

本件は、筑紫野市東町土地区画整理事業により整備された道路を市道路線として認定するもので、執行部から説明を

受けながら、該当箇所 の 現地視察を行いました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に『議案第44号 市道路線の認定』の件について、ご報告いたします。

本件は、県道53号久留米筑紫野線から路線番号8695号才久保・今町線への接続道として整備された道路を市道路線として認定するため、執行部から説明を受けながら、該当箇所 の 現地視察を行いました。

委員会では、久留米筑紫野線の上り線からのみ進入できるが、今後、下り線からも進入できるようになるのかとの質疑があり、執行部からは県道であり県土整備事務所で検討されているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に『議案第45号 筑紫野市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、令和2年4月1日から会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、会計年度任用職員の給与等について条例の一部を改正するものです。

委員会では、この制度が適用される職員は処遇が改善されるのかとの質疑があり、執行部からは期末手当の新設など、処遇の適正化が図られているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に『議案第46号 筑紫野市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、水道法の一部改正により、給水装置工事事業者の

指定の有効期限が5年ごとの更新制となったことに伴い、更新申請の際に手数料を徴収するため、条例の一部を改正するものです。

委員会では、1年間に更新申請する業者は何社程度あるのかとの質疑があり、執行部からは、来年9月までに更新しなくてはならない業者は38社、令和3年9月までは72社、令和4年9月までは36社、令和5年9月までは45社、令和6年9月までは62社であるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に『議案第47号 筑紫野市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、
ご報告いたします。

本件は、学校教育法及び水道法施行規則の一部改正により

専門職大学の前期課程の修了者が短期大学の卒業者と同様に資格要件を満たすこととなったことから、条例の一部を改正するものです。

委員会では、専門職大学とは具体的にどこかとの質疑があり、執行部からは、国際ファッション専門職大学及び高知リハビリテーション専門職大学の2校であるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。